

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六

十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

<p>一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</p> <p>1 法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による検査</p> <p>2 法第十八条第二項及び第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付</p> <p>3 法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理</p> <p>4 法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項及び第二項、第三十九条第二項から第四項まで並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>5 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告</p>	<p>飯能市、本庄市</p>
--	----------------

<p>6 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収</p> <p>7 法第二十二條第二項及び第四十一条第二項の規定による勧告</p> <p>8 法第二十四条第一項及び第四十三条第一項の規定による立入検査</p> <p>9 法第二十五条及び第四十四条の規定による報告の徴収</p>	
<p>二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による検査</p> <p>2 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付</p> <p>3 法第十九条第一項の規定による報告の受理</p> <p>4 法第二十条第二項から第四項まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>5 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告</p> <p>6 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収</p> <p>7 法第二十二條第二項の規定による勧告</p> <p>8 法第二十四条第一項の規定による立入検査</p> <p>9 法第二十五条の規定による報告の徴収</p>	<p>熊谷市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町</p>

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。